

1	0	年	保	存
機	密	性	2	
令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで				

基補発 1220 第 2 号
令和 5 年 12 月 20 日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の
労災認定実務要領の一部改正について

血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の
労災認定に当たっては、令和3年10月27日付け基補発1027第1号「血管病変等
を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の労災認定実務
要領について」により迅速・適正な事務処理を図ってきたところであるが、今
般、令和5年10月18日付け基発1018第1号「血管病変等を著しく増悪させる業
務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準の改正について」の発出等
に伴い、標記要領を別紙新旧対照表のとおり改正したことから、これに基づき
適切に対応されたい。

○「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の労災認定実務要領」（令和3年10月27日付け基補発1027第1号）新旧対照表

改正後	改正前
第1部 脳・心臓疾患の認定基準の解説 はじめに（略） 第1～第3（略） 第4 認定要件の具体的判断 1～2（略） 3 長期間の過重業務 (1)～(3)（略） (4) 過重負荷の有無の判断 ア～イ（略） ウ 業務の過重性の具体的な評価 (ア)～(ウ)（略） (エ) 心理的負荷を伴う業務 （略） 認定基準別表2の「心理的負荷を伴う具体的出来事」は、心理的負荷による精神障害の認定基準（平成23年12月26日付け基発1226第1号）における「業務による心理的負荷評価表」を参考に作成され、さらにその後、改正された心理的負荷による精神障害の認定基準（令和5年9月1日付け基発0901第2号）が定める「業務による心理的負荷評	第1部 脳・心臓疾患の認定基準の解説 はじめに（略） 第1～第3（略） 第4 認定要件の具体的判断 1～2（略） 3 長期間の過重業務 (1)～(3)（略） (4) 過重負荷の有無の判断 ア～イ（略） ウ 業務の過重性の具体的な評価 (ア)～(ウ)（略） (エ) 心理的負荷を伴う業務 （略） 認定基準別表2の「心理的負荷を伴う具体的出来事」は、心理的負荷による精神障害の認定基準（平成23年12月26日付け基発1226第1号）における「業務による心理的負荷評価表」（以下「評価表」という。）を参考に作成されたものである。 （略）

価表」(以下「評価表」という。)を踏まえて改正が
なされたものである。

(略)

(オ)～(カ) (略)

4～5 (略)

第5～第6 (略)

第2部 調査要領

第1 請求書の受付と進行管理

1 (略)

2 調査計画の策定

(略)

調査計画は、策定又は修正の都度、速やかに局へ報告すること。

なお、請求書受付時点において早期処理が可能と判断される事案（請求受付後3か月以内に決定が見込まれる事案）については、調査計画の策定を省略して差し支えない。

第2 調査の実施

1～2 (略)

3 調査対象者別の調査事項

(1) (略)

(2) 事業主、同僚等

(オ)～(カ) (略)

4～5 (略)

第5～第6 (略)

第2部 調査要領

第1 請求書の受付と進行管理

1 (略)

2 調査計画の策定

(略)

調査計画は、策定又は修正の都度、速やかに局へ報告すること。

第2 調査の実施

1～2 (略)

3 調査対象者別の調査事項

(1) (略)

(2) 事業主、同僚等

ア 考えられる収集資料（様式3参照）

- ① 会社概要、組織図（人員配置図）、就業規則、時間外及び休日労働に関する協定書、（専門、企画）裁量労働制に関する労使協定書等、その他労使協定書等の事業場に関する資料
- ② 労働者名簿、労働条件通知書（雇入通知書）、採用時の履歴書、人事記録（社内経歴書等）等の労働者に関する資料
- ③ 出勤簿、タイムカード、ＩＣカード等の勤務状況や労働時間を明らかにする資料
- ④ パソコンのログ記録、作業日報、運転日報（タコグラフ含む）等の作業時間や作業量、作業内容を確認できる資料
- ⑤ 交替勤務の場合は勤務予定表、シフト管理表等
- ⑥ 出張計画書、旅費精算書等の社外業務状況が確認できる資料
- ⑦ 作業環境が確認できる資料（温度、騒音等の測定記録）
- ⑧ 賃金台帳
- ⑨ 健康診断個人票、長時間労働者・高ストレス者に対する医師による面接指導の記録等
- ⑩ 社内調査した関係資料

ア 考えられる収集資料（様式3参照）

- ① 会社概要、組織図（人員配置図）
 - ② 就業規則、時間外及び休日労働に関する協定書、その他労使協定書
 - ③ 労働者名簿、労働条件通知書、採用時の履歴書
 - ④ 人事記録・社内経歴書等の入社後の業務内容を確認できる資料
 - ⑤ タイムカード、ＩＣカード等の勤務状況や労働時間を明らかにする資料
 - ⑥ パソコンのログ記録、作業日報、運転日報（タコグラフ含む）等の作業時間や作業量、作業内容を確認できる資料
 - ⑦ 交替勤務の場合は勤務予定表、シフト管理表等
 - ⑧ 出張計画書、旅費精算書等の社外業務状況が確認できる資料
 - ⑨ 作業環境が確認できる資料（温度、騒音等の測定記録）
 - ⑩ 健康診断個人票、長時間労働者・高ストレス者に対する医師による面接指導の記録等
 - ⑪ 社内調査した関係資料
- (※) ①の組織図、⑤～⑨は発症前おおむね6か月間、⑩は発症前3年程度

(※) ①、③～⑧は発症前おおむね6か月間の状況がわかるもの、⑨は発症前3年程度

イ (略)

(3)～(4) (略)

第3～第6 (略)

第3部 様式集

(略)

1 復命書表紙

(略)

「業種」については、日本標準産業分類の小分類を記載すること。

(略)

「職種」については、日本標準職業分類の小分類を記載すること。

(略)

2～3 (略)

4 就業条件等一般事項

(略)

「通常の労働時間制度」については、所定労働時間が1日8時間以内、かつ、週40時間以内（労働基準法第40条の特例の適用を受ける場合は週44時間以内）の労働時間制度をいうこと。したがって、例えば1日6時間労働で週3日勤務である場

イ (略)

(3)～(4) (略)

第3～第6 (略)

第3部 様式集

(略)

1 復命書表紙

(略)

「業種」については、日本標準産業分類による小分類及び分類コードを記載すること。

(略)

「職種」については、日本標準職業分類による小分類及び分類コードを記載すること。

(略)

2～3 (略)

4 就業条件等一般事項

(略)

「通常の労働時間制度」については、労働基準法第32条の所定労働時間が週40時間以内（労働基準法第40条の特例の適用を受ける場合は週44時間以内）の労働時間制度をいうこと。

合は、「通常の労働時間制度」となる。

(略)

5~9 (略)

(記載例)

表 1 2010 年 10 月 1 日 0 时 人口数据									
地区	总人口	男	女	男	女	男	女	男	女
全国	1370536775	720361835	650174940	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
北京市	19612362	10000000	9612362	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
天津市	12362362	6362362	6000000	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
上海市	23623623	12362362	11261261	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
重庆市	36236236	19612362	16623974	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
四川省	82362362	43623623	38738739	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
贵州省	36236236	19612362	16623974	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
云南省	43623623	23623623	20000000	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
广西壮族自治区	50000000	26123623	23876377	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
广东省	100000000	52362362	47637638	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
浙江省	50000000	26123623	23876377	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
安徽省	40000000	21236236	18763764	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
江西省	43623623	23623623	20000000	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
湖北省	56236236	30000000	26236236	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
湖南省	63623623	33623623	30000000	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
河南省	96123623	50000000	46123623	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
山东省	100000000	52362362	47637638	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
河北省	72036183	37637638	34398545	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
山西省	34398545	18763764	15634781	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
辽宁省	43623623	23623623	20000000	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
吉林省	26123623	13623623	12500000	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
黑龙江省	38763764	20000000	18763764	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
内蒙古自治区	23623623	12362362	11261261	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
新疆维吾尔自治区	19612362	10000000	9612362	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
西藏自治区	3439854	1876376	1563478	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
宁夏回族自治区	6376376	3439854	2936522	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
青海省	2936522	1563478	1373044	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
甘肃省	2362362	1236236	1126126	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
陕西省	3439854	1876376	1563478	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
甘肃省	2362362	1236236	1126126	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
宁夏回族自治区	6376376	3439854	2936522	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
青海省	2936522	1563478	1373044	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
甘肃省	2362362	1236236	1126126	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
宁夏回族自治区	6376376	3439854	2936522	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
青海省	2936522	1563478	1373044	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
甘肃省	2362362	1236236	1126126	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
宁夏回族自治区	6376376	3439854	2936522	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
青海省	2936522	1563478	1373044	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
甘肃省	2362362	1236236	1126126	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
宁夏回族自治区	6376376	3439854	2936522	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
青海省	2936522	1563478	1373044	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
甘肃省	2362362	1236236	1126126	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
宁夏回族自治区	6376376	3439854	2936522	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
青海省	2936522	1563478	1373044	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
甘肃省	2362362	1236236	1126126	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
宁夏回族自治区	6376376	3439854	2936522	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
青海省	2936522	1563478	1373044	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
甘肃省	2362362	1236236	1126126	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
宁夏回族自治区	6376376	3439854	2936522	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
青海省	2936522	1563478	1373044	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
甘肃省	2362362	1236236	1126126	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
宁夏回族自治区	6376376	3439854	2936522	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
青海省	2936522	1563478	1373044	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
甘肃省	2362362	1236236	1126126	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
宁夏回族自治区	6376376	3439854	2936522	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
青海省	2936522	1563478	1373044	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
甘肃省	2362362	1236236	1126126	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
宁夏回族自治区	6376376	3439854	2936522	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
青海省	2936522	1563478	1373044	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
甘肃省	2362362	1236236	1126126	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
宁夏回族自治区	6376376	3439854	2936522	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
青海省	2936522	1563478	1373044	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
甘肃省	2362362	1236236	1126126	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
宁夏回族自治区	6376376	3439854	2936522	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
青海省	2936522	1563478	1373044	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
甘肃省	2362362	1236236	1126126	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
宁夏回族自治区	6376376	3439854	2936522	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
青海省	2936522	1563478	1373044	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
甘肃省	2362362	1236236	1126126	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
宁夏回族自治区	6376376	3439854	2936522	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
青海省	2936522	1563478	1373044	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
甘肃省	2362362	1236236	1126126	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
宁夏回族自治区	6376376	3439854	2936522	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
青海省	2936522	1563478	1373044	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
甘肃省	2362362	1236236	1126126	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
宁夏回族自治区	6376376	3439854	2936522	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
青海省	2936522	1563478	1373044	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
甘肃省	2362362	1236236	1126126	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
宁夏回族自治区	6376376	3439854	2936522	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
青海省	2936522	1563478	1373044	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
甘肃省	2362362	1236236	1126126	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
宁夏回族自治区	6376376	3439854	2936522	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
青海省	2936522	1563478	1373044	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
甘肃省	2362362	1236236	1126126	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
宁夏回族自治区	6376376	3439854	2936522	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
青海省	2936522	1563478	1373044	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
甘肃省	2362362	1236236	1126126	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
宁夏回族自治区	6376376	3439854	2936522	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
青海省	2936522	1563478	1373044	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
甘肃省	2362362	1236236	1126126	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
宁夏回族自治区	6376376	3439854	2936522	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
青海省	2936522	1563478	1373044	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
甘肃省	2362362	1236236	1126126	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
宁夏回族自治区	6376376	3439854	2936522	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
青海省	2936522	1563478	1373044	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
甘肃省	2362362	1236236	1126126	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
宁夏回族自治区	6376376	3439854	2936522	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
青海省	2936522								

様式1 血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の業務起因性の判断のための調査復命書
(別添1のとおり)

(略)

5 ~ 9 (略)

(記載例)

第10回

建設工事の計算方法 ① 建設工事 ② 建設工事 ③ 建設工事 ④ 建設工事 ⑤ 建設工事 ⑥ 建設工事 ⑦ 建設工事 ⑧ 建設工事 ⑨ 建設工事 ⑩ 建設工事

項目	数量	単位	金額	備考
1 材料費	100	円	100	
2 労務費	200	円	200	
3 経費	50	円	50	
4 利益	50	円	50	
5 合計	400	円	400	
6 売上高	400	円	400	
7 売上原価	100	円	100	
8 粗利益	300	円	300	
9 経費	50	円	50	
10 利益	250	円	250	
11 合計	400	円	400	
12 売上高	400	円	400	
13 売上原価	100	円	100	
14 粗利益	300	円	300	
15 経費	50	円	50	
16 利益	250	円	250	
17 合計	400	円	400	
18 売上高	400	円	400	
19 売上原価	100	円	100	
20 粗利益	300	円	300	
21 経費	50	円	50	
22 利益	250	円	250	
23 合計	400	円	400	
24 売上高	400	円	400	
25 売上原価	100	円	100	
26 粗利益	300	円	300	
27 経費	50	円	50	
28 利益	250	円	250	
29 合計	400	円	400	
30 売上高	400	円	400	
31 売上原価	100	円	100	
32 粗利益	300	円	300	
33 経費	50	円	50	
34 利益	250	円	250	
35 合計	400	円	400	
36 売上高	400	円	400	
37 売上原価	100	円	100	
38 粗利益	300	円	300	
39 経費	50	円	50	
40 利益	250	円	250	
41 合計	400	円	400	
42 売上高	400	円	400	
43 売上原価	100	円	100	
44 粗利益	300	円	300	
45 経費	50	円	50	
46 利益	250	円	250	
47 合計	400	円	400	
48 売上高	400	円	400	
49 売上原価	100	円	100	
50 粗利益	300	円	300	
51 経費	50	円	50	
52 利益	250	円	250	
53 合計	400	円	400	
54 売上高	400	円	400	
55 売上原価	100	円	100	
56 粗利益	300	円	300	
57 経費	50	円	50	
58 利益	250	円	250	
59 合計	400	円	400	
60 売上高	400	円	400	
61 売上原価	100	円	100	
62 粗利益	300	円	300	
63 経費	50	円	50	
64 利益	250	円	250	
65 合計	400	円	400	
66 売上高	400	円	400	
67 売上原価	100	円	100	
68 粗利益	300	円	300	
69 経費	50	円	50	
70 利益	250	円	250	
71 合計	400	円	400	
72 売上高	400	円	400	
73 売上原価	100	円	100	
74 粗利益	300	円	300	
75 経費	50	円	50	
76 利益	250	円	250	
77 合計	400	円	400	
78 売上高	400	円	400	
79 売上原価	100	円	100	
80 粗利益	300	円	300	
81 経費	50	円	50	
82 利益	250	円	250	
83 合計	400	円	400	
84 売上高	400	円	400	
85 売上原価	100	円	100	
86 粗利益	300	円	300	
87 経費	50	円	50	
88 利益	250	円	250	
89 合計	400	円	400	
90 売上高	400	円	400	
91 売上原価	100	円	100	
92 粗利益	300	円	300	
93 経費	50	円	50	
94 利益	250	円	250	
95 合計	400	円	400	
96 売上高	400	円	400	
97 売上原価	100	円	100	
98 粗利益	300	円	300	
99 経費	50	円	50	
100 利益	250	円	250	
101 合計	400	円	400	
102 売上高	400	円	400	
103 売上原価	100	円	100	
104 粗利益	300	円	300	
105 経費	50	円	50	
106 利益	250	円	250	
107 合計	400	円	400	
108 売上高	400	円	400	
109 売上原価	100	円	100	
110 粗利益	300	円	300	
111 経費	50	円	50	
112 利益	250	円	250	
113 合計	400	円	400	
114 売上高	400	円	400	
115 売上原価	100	円	100	
116 粗利益	300	円	300	
117 経費	50	円	50	
118 利益	250	円	250	
119 合計	400	円	400	
120 売上高	400	円	400	
121 売上原価	100	円	100	
122 粗利益	300	円	300	
123 経費	50	円	50	
124 利益	250	円	250	
125 合計	400	円	400	
126 売上高	400	円	400	
127 売上原価	100	円	100	
128 粗利益	300	円	300	
129 経費	50	円	50	
130 利益	250	円	250	
131 合計	400	円	400	
132 売上高	400	円	400	
133 売上原価	100	円	100	
134 粗利益	300	円	300	
135 経費	50	円	50	
136 利益	250	円	250	
137 合計	400	円	400	
138 売上高	400	円	400	
139 売上原価	100	円	100	
140 粗利益	300	円	300	
141 経費	50	円	50	
142 利益	250	円	250	
143 合計	400	円	400	
144 売上高	400	円	400	
145 売上原価	100	円	100	
146 粗利益	300	円	300	
147 経費	50	円	50	
148 利益	250	円	250	
149 合計	400	円	400	
150 売上高	400	円	400	
151 売上原価	100	円	100	
152 粗利益	300	円	300	
153 経費	50	円	50	
154 利益	250	円	250	
155 合計	400	円	400	
156 売上高	400	円	400	
157 売上原価	100	円	100	
158 粗利益	300	円	300	
159 経費	50	円	50	
160 利益	250	円	250	
161 合計	400	円	400	
162 売上高	400	円	400	
163 売上原価	100	円	100	
164 粗利益	300	円	300	
165 経費	50	円	50	
166 利益	250	円	250	
167 合計	400	円	400	
168 売上高	400	円	400	
169 売上原価	100	円	100	
170 粗利益	300	円	300	
171 経費	50	円	50	
172 利益	250	円	250	
173 合計	400	円	400	
174 売上高	400	円	400	
175 売上原価	100	円	100	
176 粗利益	300	円	300	
177 経費	50	円	50	
178 利益	250	円	250	
179 合計	400	円	400	
180 売上高	400	円	400	
181 売上原価	100	円	100	
182 粗利益	300	円	300	
183 経費	50	円	50	
184 利益	250	円	250	
185 合計	400	円	400	
186 売上高	400	円	400	
187 売上原価	100	円	100	
188 粗利益	300	円	300	
189 経費	50	円	50	
190 利益	250	円	250	
191 合計	400	円	400	
192 売上高	400	円	400	
193 売上原価	100	円	100	
194 粗利益	300	円	300	
195 経費	50	円	50	
196 利益	250	円	250	
197 合計	400	円	400	
198 売上高	400	円	400	
199 売上原価	100	円	100	
200 粗利益	300	円	300	
201 経費	50	円	50	
202 利益	250	円	250	
203 合計	400	円	400	
204 売上高	400	円	400	
205 売上原価	100	円	100	
206 粗利益	300	円	300	
207 経費	50	円	50	
208 利益	250	円	250	
209 合計	400	円	400	
210 売上高	400	円	400	
211 売上原価	100	円	100	
212 粗利益	300	円	300	
213 経費	50	円	50	
214 利益	250	円	250	
215 合計	400	円	400	
216 売上高	400	円	400	
217 売上原価	100	円	100	
218 粗利益	300	円	300	
219 経費	50	円	50	
220 利益	250	円	250	
221 合計	400	円	400	
222 売上高	400	円	400	
223 売上原価	100	円	100	
224 粗利益	300	円	300	
225 経費	50	円	50	
226 利益	250	円	250	
227 合計	400	円	400	
228 売上高	400	円	400	
229 売上原価	100	円	100	
230 粗利益	300	円	300	
231 経費	50	円	50	
232 利益	250	円	250	
233 合計	400	円	400	
234 売上高	400	円	400	
235 売上原価	100	円	100	
236 粗利益	300	円	300	
237 経費	50	円	50	
238 利益	250	円	250	
239 合計	400	円	400	
240 売上高	400	円	400	
241 売上原価	100	円	100	
242 粗利益	300	円	300	
243 経費	50	円	50	
244 利益	250	円	250	
245 合計	400	円	400	
246 売上高	400	円	400	
247 売上原価	100	円	100	
248 粗利益	300	円	300	
249 経費	50	円	50	
250 利益	250	円	250	
251 合計	400	円	400	
252 売上高	400	円	400	
253 売上原価	100	円	100	
254 粗利益	300	円	300	
255 経費	50	円	50	
256 利益	250	円	250	
257 合計	400	円	400	
258 売上高	400	円	400	
259 売上原価	100	円	100	
260 粗利益	300	円	300	
261 経費	50	円	50	
262 利益	250	円	250	
263 合計	400	円	400	
264 売上高	400	円	400	
265 売上原価	100	円	100	
266 粗利益	300	円	300	
267 経費	50	円	50	
268 利益	250	円	250	
269 合計	400	円	400	
270 売上高	400	円	400	
271 売上原価	100	円	100	
272 粗利益	300	円	300	
273 経費	50	円	50	
274 利益	250	円	250	
275 合計	400	円	400	
276 売上高	400	円	400	
277 売上原価	100	円	100	
278 粗利益	300	円	300	
279 経費	50	円	50	
280 利益	250	円	250	
281 合計	400	円	400	
282 売上高	400	円	400	
283 売上原価	100	円	100	
284 粗利益	300	円	300	
285 経費	50	円	50	
286 利益	250	円	250	
287 合計	400	円	400	
288 売上高	400	円	400	
289 売上原価	100	円	100	

様式1 血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の業務起因性の判断のための調査復命書
(別添1のとおり)

様式2 申立書

(別添2のとおり)

様式3 使用者報告書

1～11 (略)

資料一覧

1.～4. (略)

5. 就業規則、賃金規定、時間外および休日労働に関する協
定書、(専門、企画)裁量労働制に関する労使協定書等、
その他労使協定書

6. 労働者名簿、労働条件通知書(雇入通知書、雇用契約
書)、採用時の履歴書

7. 人事記録(社内履歴等)

8.～14. (略)

様式4 (略)

第4部 事例集

(別添3のとおり)

第5部 (略)

様式2 申立書

(別添2のとおり)

様式3 使用者報告書

1～11 (略)

資料一覧

1.～4. (略)

5. 就業規則、賃金規定、時間外および休日労働に関する協
定書、その他労使協定

6. 労働者名簿、労働条件通知書(雇入通知書)、採用時の履
歴書

7. 人事記録(人事考課・勤務評定)(入社時からのすべての
もの)

8.～14. (略)

様式4 (略)

第4部 事例集

(別添3のとおり)

第5部 (略)

第6部 関係通達集等

令和3年9月14日付け基発0914第1号「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」(令和5年10月18日付け基発1018号1号による改正後のもの)

令和3年9月14日付け基補発0914第1号「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準に係る運用上の留意点について」(令和5年10月18日付け基補発1018第1号による改正後のもの)

令和5年3月29日付け事務連絡「脳・心臓疾患の労災認定に係る参考事例集の活用について」

第7部 (略)

第6部 関係通達集等

令和3年9月14日付け基発0914第1号「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」

令和3年9月14日付け基補発0914第1号「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準に係る運用上の留意点について」

第7部 (略)

脳・心臓疾患の労災認定実務要領

令和3年10月
(令和5年12月改正)

厚生労働省労働基準局補償課

脳・心臓疾患の労災認定実務要領

【 目 次 】

第1部	脳・心臓疾患の認定基準の解説	1
第1	基本的な考え方	3
第2	対象疾病	4
1	旧認定基準からの変更点	4
(1)	「重篤な心不全」の追加	4
(2)	「大動脈解離」への表記の修正	5
2	対象疾病の考え方	5
3	心不全の取扱い	6
(1)	疾患名の特定	6
(2)	「重篤な」心不全の判断	7
4	不整脈による突然死等の取扱い	7
5	脳卒中の取扱い	7
第3	認定要件	8
第4	認定要件の具体的判断	8
1	疾患名と発症時期の特定	9
(1)	疾患名の特定	9
(2)	発症時期の特定	9
2	過重負荷（共通事項）	10
(1)	過重負荷とは	10
(2)	脳・心臓疾患が発症に至るまでの概念図	11
(3)	3つの過重負荷の関係性	12
3	長期間の過重業務	13
(1)	疲労の蓄積の考え方	13
(2)	特に過重な業務	14
(3)	評価期間	14
(4)	過重負荷の有無の判断	15
4	短期間の過重業務	39
(1)	特に過重な業務	40
(2)	評価期間	40
(3)	過重負荷の有無の判断	41
5	異常な出来事	43
(1)	異常な出来事	44

(2) 評価期間	45
(3) 過重負荷の有無の判断	45
第5 その他	46
1 基礎疾患を有する者についての考え方	47
2 対象疾病以外の疾病の取扱い	47
(1) 動脈の閉塞又は解離及びその他の疾病	47
(2) 肺塞栓症	48
3 危険因子の評価	48
第6 複数業務要因災害	49
第2部 調査要領	51
第1 請求書の受付と進行管理	53
1 窓口相談等	53
(1) 事前相談	53
(2) 請求書受付	53
2 調査計画の策定	54
第2 調査の実施	55
1 基本的な調査事項	55
(1) 疾患名及び発症時期の特定	55
(2) 長期間の過重業務	56
(3) 短期間の過重業務	56
(4) 異常な出来事	57
(5) 基礎疾患及び危険因子（リスクファクター）の把握	57
2 調査の基本的な留意事項	57
(1) プライバシーの保護	57
(2) 調査事項や調査対象者等の適切な選定	57
(3) 事実認定の重要性	58
3 調査対象者別の調査事項	59
(1) 請求人（当該労働者又は遺族）	59
(2) 事業主、同僚等	60
(3) 主治医	61
(4) 必要に応じてその他関係機関からの収集資料	61
第3 調査結果の分析と評価	62
1 長期間の過重業務	62
(1) 労働時間	62
(2) 労働時間以外の負荷要因	64

2	短期間の過重業務	66
(1)	労働時間	66
(2)	労働時間以外の負荷要因	66
3	異常な出来事	66
(1)	精神的負荷	67
(2)	身体的負荷	67
(3)	作業環境	67
第4	医学意見の収集	68
1	求めるべき医学的意見	68
(1)	主治医意見による判断	68
(2)	専門医意見による判断	68
2	医学意見を求めるに当たっての留意事項	68
(1)	専門医の効果的な活用について	68
(2)	専門医意見を依頼するに当たっての留意事項	69
第5	調査結果の取りまとめ方法	69
第6	複数業務要因災害	69
第3部	様式集	71
	調査復命書の記載説明	73
	労働時間集計表記載例	78
様式1	血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の業務起因性の判断のための調査復命書	79
様式2	申立書	90
様式3	使用者報告書	99
様式4	医学的依頼事項	108
第4部	事例集	111
	事例集（目次）	113
事例1	タンクローリー運転手が発症前2か月間平均で月82時間の時間外労働を行い発症した脳梗塞 （長時間の過重業務：業務上）	115
事例2	海外販売の営業担当が発症前1か月間に82時間の時間外労働を行い、海外出張に伴って休日のない連続勤務、深夜勤務、勤務間インターバルが短い勤務に従事し発症した虚血性心不全 （長期間の過重業務：業務上）	124

事例 3	トラック運転手が発症前 2 か月間平均で月 71 時間の時間外労働を行い、拘束時間の長い勤務、勤務間インターバルが短い勤務、深夜勤務、その他事業場外における移動を伴う業務に従事し発症したくも膜下出血 (長期間の過重業務：業務上)	135
事例 4	居酒屋の店長が発症前 2 か月間平均で月 68 時間の時間外労働を行い、勤務間インターバルが短い勤務、深夜勤務、心理的負荷を伴う業務に従事し発症した急性心筋梗塞 (長期間の過重業務：業務上)	145
事例 5	システムエンジニアが発症直前から前日までの間に特に過度な長時間労働に従事し発症した右脳梗塞 (短期間の過重業務：業務上)	155
事例 6	トラック運転手が発症前 1 週間の労働時間の負荷により発症した不安定狭心症 (短期間の過重業務：業務上)	165
事例 7	企画部長が身体的負荷を伴う業務、寒冷な作業環境などに該当する出張業務に従事し発症した右被殻出血 (短期間の過重業務：業務上)	174
事例 8	配管工事の現場監督が業務でミスをし、その事後対応などで休日のない連続勤務を行い発症した急性心筋梗塞 (短期間の過重業務：業務上)	185
事例 9	セールスドライバーが業務でミスをしたことによりペナルティを受け、炎天下の中、身体的負荷を伴う業務に従事し発症した心停止 (短期間の過重業務：業務上)	195
事例 10	タクシー運転手が生命の危険を感じさせるような対人トラブルにより発症した脳出血（左被殻出血） (異常な出来事：業務上)	205
事例 11	レストランの案内係が著しい身体的負荷を伴う人力での除雪作業に従事したことにより発症した急性大動脈解離 (異常な出来事：業務上)	212
事例 12	信用金庫の事務課長が著しい身体的負荷を伴う走行を行い発症した高血圧性右視床出血 (異常な出来事：業務上)	219
事例 13	型枠大工が著しい暑熱な作業環境下での業務により発症した急性心筋梗塞 (異常な出来事：業務上)	226
事例 14	施工管理を行う派遣労働者が発症した急性心筋梗塞	

（業務外）（参考 業務の過重性の評価「総合評価」の記載例）	233
第5部 質疑応答集	247
第6部 関係通達等	267
「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」	
（令和3年9月14日付け基発0914第1号）	269
「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準に係る運用上の留意点について」	
（令和3年9月14日付け基補発0914第1号）	283
「脳・心臓疾患の労災認定に係る参考事例集の活用について」	
（令和5年3月29日付け事務連絡）	295
第7部 脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会報告書等	313
「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会報告書」	
（令和3年7月）	315
脳と心臓の解剖と生理	481